

【施策目標】	進捗状況
IV 児童発達支援センターの機能強化 参考資料 1	
<p>7 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能</p>	<p>■期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性・行動特性等をアセスメントし、適切なアプローチを行う ・成人期を見据え、幼児期から段階的に必要な支援を実施する ・遊びを通じた支援の展開 ・子育て支援の視点を持った関わり ・地域での受け入れが困難な子どもや家族に対し、多職種連携による適切な支援を提供する <p>■取り組み状況</p> <p>【多職種連携によるアセスメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入園児に対して、保育者・児童発達支援管理責任者（児発管）・セラピスト・栄養士が連携してアセスメントを実施 ・保護者からの聴き取りと園児の行動観察を通じて、支援の方向性を検討 <p>【アセスメントフロー】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全園児を対象に、年2回（4月・10月）個別支援計画作成前に保護者からアセスメントを実施 ② 児発管とクラス担任を中心にカンファレンスを行い、支援方針を共有 ③ 個別支援計画を作成し、保護者との個人懇談を実施 ④ 家庭状況の把握のため、毎年度初めに家庭訪問を実施 ⑤ 関連機関との連携：就園ケースは在園先からの引き継ぎ書を参考に支援を調整 ⑥ 要対協や相談支援がついているケースは、事前に家児相やサービス管理責任者と情報共有を実施 <p>【保育・療育のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた遊びの保障と集団保育の実施 ・生活面では個々の様子に合わせて、スモールステップで取り組みを積み重ねる <p>【保護者支援・子育て支援の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1～2回の親子登園を通じて、こどもの成長や保護者の悩みを共有し、助言・指導を実施 ・保護者同士のつながりが生まれるよう、交流の場を工夫 ・作業療法（OT）の体験型学習会など、多職種による学習会・懇談・電話相談を通じて、遊び・生活・行動面への助言を提供 ・こどもの立場に立った視点を持ち、支援を展開
<p>8 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能</p>	<p>■期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握 ・事業所との相互理解・信頼関係の構築 ・対応が困難なケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行う ・事業所向けの研修・事例検討会等の開催 ・地域における事業所の協議会の開催や組織化を通じ、地域の事業所の支援の質を高めていく

重点検討項目の進捗状況（令和7年8月時点）

■取り組み状況

【通所支援事業所に対する取り組み】

・障害児通所支援事業者育成事業（以下、「育成事業」[参考資料2_P1](#)）と連携、会議及び研修に参加。

☞個別支援については、事業所訪問に同行し、助言等を実施

（事業所訪問回数：令和6年度 3件、令和7年度 1件）

・出前講座

令和6年度：1件

令和7年度（8月12日までの申込）：4件

内容：「発達障害の理解と対応について」「幼児期の運動発達」「コミュニケーションの理解と支援」など

☞研修依頼をきっかけに、児童発達支援センターでの取り組み等の情報提供を実施

・事業所交流会、見学会・研修会

令和6年度：南北共催2回

2月25日（火）実施（見学会）19事業所 30名参加

3月6日（木）実施（研修会）23事業所 32名参加

令和7年度：南北共催2回予定

内容：作業療法士による「発達障害の理解について」

☞研修会の内容は毎年テーマを変え、心理士・言語聴覚士などによる幅広い学びの機会を提供

関係が築けてきた事業所から個別の相談にも対応

【保育所等訪問支援事業所に対する取り組み】

・出前講座（保育所等訪問支援事業所向け）実績

令和6年度：23件

令和7年度（7月まで）：13件

・保育所等訪問支援事業所交流会

令和6年度：南北共催1回実施 10月17日（木） 14事業所 33名参加

令和7年度：南北共催2回予定 10月2日（木）：支援者対象

12月4日（木）：児童発達支援管理責任者対象

☞市内の保育所等訪問支援を実施する事業所とセンターで、地域の現状および課題の把握、情報交換や助言、ノウハウの共有等を行う機会を設け、市内の支援の質の向上を図る

・自立支援協議会や相談支援部会に参加し、他事業所の具体的な支援内容を把握。困難ケースについて連携を図る

■今後の方向性

・「地域における事業所の協議会の開催や組織化を通し地域の事業所の支援の質を高めていく」ことについて、現時点で活用できる場や機会を捉えつつ、通所支援事業所が定期的に集い交流できる場について、改めて検討が必要。

重点検討項目の進捗状況（令和7年8月時点）

<p>9</p>	<p>地域のインクルージョン推進の中核としての機能</p>	<p>■期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションを通じて、地域の保育所等に在籍する障害のあるこどもの育ちの支援に協力する ・障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る ・保育所等への併行利用や移行を推進する ・広報や会議、研修等の機会を活用し、インクルージョンの重要性や取り組みの発信・周知を進める <p>■取り組み状況</p> <p>【保育所等訪問支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等訪問支援の実績 令和5年度 194 件 令和6年度 417 件（前年比+223 件） 令和7年度 165 件（7月まで） ・アセスメントフロー ① 支援開始前に保護者や訪問先への聴き取り、対象児の行動観察を実施 ② 保護者と訪問先の思いに寄り添いながら、対象児に適した支援方法を提案 ③ 支援後には三者間で認識のずれが生じないようフィードバックを行う ☞ 丁寧な支援と連携を通じて、保育所等との受け入れ可能な関係性を構築・拡充している <p>【並行通園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、こども園等に在籍のある児童の療育として、発達の課題に応じて設定した並行通園クラスを実施 ・利用児の保護者が希望する場合には、在籍園と児童発達支援センターで支援内容を共有 ・訪問は基本的に年1回だが、必要に応じて複数回訪問する場合もある 令和6年度：39件／令和7年度（7月時点）：15件 ・並行通園後は、必要に応じて保育所等訪問支援への移行や、事業所利用等につなげる支援を実施 <p>■今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修やセンターの見学会等を通じて、児童発達支援センターの役割等について周知を図り、地域へのスーパーバイズ・コンサルテーションの実施方法を検討予定
<p>10</p>	<p>地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能</p>	<p>■期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じて適切な支援につなげる ・障害児相談支援の指定またはそれに準ずる相談機能を有する ・乳幼児健診や親子教室等の各種施策や実施機関との適切な連携 ・家族が発達に不安を感じる「気づき」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に相談に対応する機能 <p>■取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども園、幼稚園、保健センター向けの施設見学会の際の交流会を通じて、支援ニーズを把握 ・障害児支援等関係機関連絡会に参加し、保健センターや地域のこども園等での「気づき」の機会を捉え、支援の方向性について共有（各区で年2回以上参加） ・保健センターや在籍園からの紹介、ホームページ等を通じてつながったケースを「障害児等療育支援事

重点検討項目の進捗状況（令和7年8月時点）

		<p>業」（以下あい・すてーしょんと呼ぶ。参考資料2_P3）で受付。相談の中でこどもの困り感や保護者の心配事を丁寧に聞き取り、必要に応じて適切な支援につなげる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援につながらないケースについては、あい・すてーしょんの個別相談で継続的に関わり、ケースごとのタイミングで必要な支援につなげる ・あい・すてーしょんや在籍園児の困難ケース等においては、連携し助言等を実施 ・障害児相談支援として「相談支援室もず」「相談支援室つぼみ」を設置 ・あい・すてーしょんや自主事業（土曜日クラブ、にじいろクラブ）の実施により、サービス利用前の相談・支援・親同士の交流のきっかけづくりを行っている <p>【主な連携先】</p> <ul style="list-style-type: none"> - あい・すてーしょんでの相談継続 - 保健センター、家庭児童相談員 - 児童発達支援センターの通所支援 - 診療所 - 児童発達支援事業所 - 保育所等訪問支援 - 相談支援員 - 相談者、センター利用児の進路相談（こども園等への就園を含む） <p>適切な支援につなげるという観点から、家族の状況や思い、こどもの発達状況等を踏まえ、あい・すてーしょんでの個別の関わりを持ちながら、よいタイミングを見守りつつ必要な支援につないでいく</p> <p>■今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの中核機能の強化について、保護者や支援者の様々なニーズに対し、拠点型では網羅しきれない機能について、障害児の相談支援部会等を通じて行政とともに面的整備を進める
--	--	---

V 学齢期支援の充実 【資料 3-2・3-3・3-4】

11	特別支援教育の推進	<p>■自立をはぐくむ特別支援教育の推進に向けた主な取組み</p> <p>障害のあるこどもたちの自立と社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援の充実に取り組む。</p> <p>■各項目における状況</p> <p>（1）特別支援教育支援員の配置</p> <p>支援学級に在籍する児童生徒の障害の重度化・重複化に伴い、特別支援教育支援員を配置することによって学級運営の支援を行う。</p> <p>配置の実績（配置数/学校数）・・・小学校校 88校/92校 中学校 38校/43校</p> <p>（2）行事参加車両借り上げ</p> <p>車いす等を使用する児童生徒の校外学習や宿泊学習等へ参加を支援するため、中型タクシーやリフト付きバスの借上げ費用を補助。</p> <p>令和6年度実績・・・小学校 13件 費用：319,530円 中学校 3件 費用：167,300円</p>
----	-----------	---

重点検討項目の進捗状況（令和7年8月時点）

		<p>(3) 小中支援学校学習活動支援</p> <p>医療的ケアの必要な児童生徒が、宿泊学習等に安心して参加できるように医療的ケア看護職員を派遣。</p> <p>令和6年度実績・・・小学校 5人 中学校 2人</p> <p>(4) 医療的ケア</p> <p>日常的に医療的ケアが不可欠な児童生徒に対し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう医療的ケア看護職員を派遣。</p> <ul style="list-style-type: none">・日常的に医療的ケアが不可欠な児童生徒数（資料3-2）・派遣される程度・・・学校あたり1名配置している。医療的ケアが必要な時間と曜日に対応。 <p>令和6年度実績・・・小学校 13人（10校13件） 中学校 2人（2校2件）</p> <p>(5) 支援学校のセンター的機能の活用</p> <p>支援学校に派遣した外部専門家（言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士）と連携し、専任配置した支援学校特別支援教育コーディネーターを中心に、地域の学校園での事例相談や教員研修を実施。</p> <p>令和6年度実績</p> <ul style="list-style-type: none">・支援学校に派遣した外部専門家数：言語聴覚士6名、作業療法士5名、臨床心理士2名。・地域学校園での事例相談数：小学校88件 中学校15件・教員研修：小学校3件 中学校3件 <p>主な内容：事例対応研修、専門家による研修</p> <p>(6) 発達障害児等専門家派遣</p> <p>発達障害等により特別な支援を要する幼児児童生徒について、個に応じた指導の一層の充実を図るため、教職員及び保護者等に対し、発達障害に関する専門的な知識・技能を持つ専門家による指導助言を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和6年度実績：35ケース <p>(7) 合理的配慮協力員配置</p> <p>小中学校の通常の学級に在籍する肢体不自由等により合理的配慮が必要な児童生徒に対して、学校の実施する合理的配慮を協力する協力員を配置。</p> <ul style="list-style-type: none">・肢体不自由等により合理的配慮が必要な児童生徒数：小学校22名、中学校10名※ ※上記生徒数は支援学級在籍者も含む。対象となる児童生徒が退級し、通常の学級に在籍する可能性を加味するため・主な合理的配慮の内容 通常の学級に在籍する肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等により合理的配慮が必要な児童生徒を対象に、他の子どもと平等に教育を受けられるように、個々のニーズに応じて環境や指導方法を調整します。例えば、肢体不自由のある児童生徒に対しては、移動や身体活動の際に不安がないよう、移動や階段昇降時の補助を行っています。
--	--	---

重点検討項目の進捗状況（令和7年8月時点）

		<p>・協力員の配置数：小学校6名</p> <p>合理的配慮協力員は人員の配置ではなく、申請があった学校に対し、外部人材システムに登録された有償ボランティアを活用するための回数を配当しています。令和6年度は、申請のあった学校に対し、各学校の合計で327回を配当しています。</p>
14	<p>教育と福祉の連携の推進</p>	<p>■ 関連する取り組み</p> <p>【障害児支援等関係機関連絡会】参考資料 2_P 5</p> <p>就学前児童に関して、市の関係課（障害支援課・幼保支援課・各区保健センター・各区子育て支援課・支援教育課・教育センター（公立幼稚園担当者）及び児童発達支援センター担当者）が構成機関となり、情報共有や支援方法、就学相談に向けた情報共有等を行っている。</p> <p>保護者への適正な案内となるよう、各事業の利用方法等についても連絡会の中でこまめな共有を行っている。</p> <p>【「あい・ふあいる」の活用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あい・ふあいる活用セミナー、地域支援特別事業、あい・さかい・サポーター養成研修等を通じて、あい・ふあいるの活用に関する研修を実施 ・毎年各学校における特別支援学級対象者にあい・ふあいるを配付 ・堺市ホームページにはPDFではなくWord形式で様式を掲載し、データ入力が可能に対応 <p>【あい・すてーしょんの施設支援の活用】 参考資料 2_P 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設支援により、小学校、中学校へ個別児童に関する相談やクラスづくり等について、専門的助言を行っている。 ・施設支援における学校への支援状況については、教育と福祉の所管同士で共有予定。 <p>【教育・福祉分野における課題と今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育分野および福祉分野では、保護者を介さない個人情報の取り扱いに制約が多く、関係機関間での情報共有が円滑に進まない状況がある ・教員の業務負担の大きさが影響し、学校と放課後等デイサービスとの情報共有や福祉サービスの理解・利用において、学校ごとの理解度や連携体制に差異が生じている ・こうした課題を踏まえ、教育・福祉両分野における現状の課題や相談内容、支援体制等のリソースを整理・把握し、市としての連携の方向性を示す機会を設けることについて検討を進める

重点検討項目の進捗状況（令和7年8月時点）

15	行動障害のある児童への支援体制の構築	<p>■関連する取り組み</p> <p>【障害福祉サービスにおける強度行動障害加算対象者】 令和7年7月時点：6人 ※障害児通所支援における強度行動障害児支援加算（強度行動障害判定基準における合計点数が20点以上）の対象を抽出。</p> <p>【教育現場における強度行動障害について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省により、全国特別支援学校（知的障害教育）に対するアンケート調査が行われた。アンケートに該当する児童以外にも、堺市立支援学校において潜在的な行動障害の状況にある児童や、将来的に強度行動障害となる可能性のある児童への対応としては、予防的な視点に立った支援や、適切なアセスメントの実施、保護者との情報共有等が重要であると考えられる。 ・学校現場における児童状況の把握や、大阪府が実施する「強度行動障がい支援者養成研修」等の外部資源の活用を視野に入れつつ、学校における理解促進及び啓発の取組を推進していくことについて、今後検討を進める。 <p>（参考）文部科学省の委託事業による全国特別支援学校（知的障害教育）へのアンケート調査結果 抜粋</p> <table border="1" data-bbox="375 891 949 1137"> <thead> <tr> <th>在籍者数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学部 1～3年</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>小学部 4～6年</td> <td>3.3%</td> </tr> <tr> <td>中学部</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>高等部</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【堺市強度行動障害支援体制整備事業】 参考資料 4-1 参考資料 4-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害への支援ノウハウを持つ専門的法人が、事業に参画する法人を対象に、講座、コンサルテーション、実地研修、実践報告会等を通じて、専門的かつ標準的な支援を実施する体制の構築を目的に、令和6年度10月から事業を開始。 ・令和6年度は、市内3法人が事業に参画し、講座を計5回、コンサルテーションを計16回、実地研修を計18回、実践報告会を1回実施し、支援者の意識や支援の姿勢に緩やかな変化が見られている。 ・また、堺市障害者自立支援協議会の新たな部会として「強度行動障害支援部会」を立ち上げ、同事業の評価に加え、本市における行動障害のある方への支援体制の推進・整備について、予防的な観点もふまえた協議を行う。 <p>【あい・すてーしょんの施設支援の活用】 参考資料 2_P3</p> <p>施設支援により学校、子ども園、事業所等の関係機関での支援について、指導、助言を行っている。</p> <p>【障害児通所支援事業者育成事業】 参考資料 2_P1</p> <p>利用決定した事業所の支援困難ケースに対しての助言、指導を行っている。 事業所において、問題行動のある児童の対応について相談がある。</p>	在籍者数	割合	小学部 1～3年	1.9%	小学部 4～6年	3.3%	中学部	3.6%	高等部	2.6%	合計	2.8%
在籍者数	割合													
小学部 1～3年	1.9%													
小学部 4～6年	3.3%													
中学部	3.6%													
高等部	2.6%													
合計	2.8%													

重点検討項目の進捗状況（令和7年8月時点）

Ⅷ 家族への社会的支援の充実	
24	<p>要支援・要保護家庭への支援</p> <p>【障害児の要保護・要支援家庭の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の要保護児童対策地域協議会（要対協）として見守り対象である、要支援児童・要保護児童（主に児童虐待のケース）については、全件進捗管理を実施し、必要に応じてケースカンファレンス開催し、関係機関で支援体制を確認している。 ・要保護児童が障害児である場合、一般的な被虐待児に関する調査や支援に加え、障害福祉サービスの利用の確認や障害特性から虐待へ至ってしまう状況を踏まえた保護者対応、支援を実施している。 ・要対協ケースの保護者が障害当事者である場合は、虐待に至ってしまう背景要因として、障害当事者のサポートが十分なされているかを確認し、必要な障害福祉サービスの提供及び障害当事者である保護者の特性を理解した上で家庭支援を実施している。
Ⅹ 障害児支援体制の整備と推進	
28	<p>支援者の資質向上</p> <p>【障害児通所支援事業者育成事業】—H30年度から開始。 参考資料 2_P1</p> <p>指定障害児通所支援事業所を対象に、委託事業所から訪問等によるインテークにて指導、助言を行っている。また、年に3回事業所ニーズに応じた研修を実施。</p> <p>利用事業所のアンケートにて、支援ニーズ、支援内容や効果等を評価・分析し、さらなる指導、助言の質の向上のための方法を検討予定。</p> <p>【あい・さかい・サポーター養成事業】—H27年度から開始。 参考資料 2_P4</p> <p>こども園、幼稚園、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所・障害福祉サービス事業所等障害児支援に携わる者を対象に、各機関及び地域の中核となる「サポートリーダー」を養成するため、2年連続研修を実施。サポートリーダーとなった方を対象に、毎年フォローアップ研修を年1回開催。</p> <p>R7年8月時点で「あい・さかいサポートリーダー」339名が認定されている。</p> <p>【放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援にかかる自己点検及び評価シート】</p> <p>こども家庭庁が作成した資料「障害児通所支援事業所全体の自己評価の流れについて」に沿って自己評価シートを作成し、市へ提出。その後市ホームページにおいて公開する予定。</p>
29	<p>医療的ケア児の支援体制の整備</p> <p>【医療的ケア児等支援連絡会議】</p> <p>—医療的ケア児等に関する課題について医療、福祉、教育等の関係者等から意見を聴取し連絡調整するためH30年度（現行の体制では令和2年度）から実施している。</p> <p>【医療的ケア児等コーディネーター養成研修】—R2年度より堺市で開催。</p> <p>R6年度までに153名が修了（令和元年度に大阪府での研修修了者も含む。）R4年度から外部委託により実施している。</p> <p>【認定こども園等における支援体制強化】</p> <p>民間の認定こども園、保育所、地域型保育事業所において、実際に医療的ケア児を受け入れ、看護師を配置した場合、雇用に必要な経費として月額440,800円を補助する。</p> <p>令和6年度：民間5施設に補助</p>

重点検討項目の進捗状況（令和7年8月時点）

34	障害児の相談支援の連携を含む体制整備	<p>【堺市障害者自立支援協議会 障害児の相談支援部会】 参考資料 5-1 参考資料 5-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺市障害者自立支援協議会に令和4・5年度に設置した「障害児相談支援ワーキング」、令和6年度に設置した「障害児の相談支援部会準備会」を経て、令和7年度から部会化。 ・同部会では、協議の対象を「障害のあるこどもや発達に不安のあるこども（以下「障害児」という。）」とし、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）に向け、ライフステージを通じたとぎれのない支援、個人を尊重した横断的な支援などによって、障害児とその家族などが、必要な情報を獲得し支援を受け、地域で安心した生活を送ることを目的として、障害児の相談支援に特化し、継続的な協議を行う。 ・令和7年度は、既存の社会資源を活用した体制整備などについて、年3回程度協議を行う予定である。
----	--------------------	--